

神戸交通労働組合高速技術支部との交渉議事録

1. 日 時：令和7年12月26日(金) 18:00～18:40
2. 場 所：名谷業務ビル3階 変電区会議室
3. 出席者：
【当局】地下鉄車両課長、検車区長、課長(海岸線車両担当)
【組合】高速技術支部長、他2名
4. 議 題：勤務時間の見直し(時差休憩の導入)について
5. 発言内容：別紙のとおり

【組合】

これまでの支部交渉や勉強会、各職場から出た意見等をもとに、以下のとおり質問事項を13項目に取りまとめた。

- ① 隔勤現場で、これまで適宜休憩としていた経緯を教えてください。
- ② 適宜休憩を固定休憩に変更する根拠を教えてください。
- ③ 適宜休憩が認められない根拠を教えてください。
- ④ 警報及び電話がある部屋での休憩や仮眠が適法であるという根拠を教えてください。
- ⑤ 今までの交通局の勤務体制は適法であったのか。
- ⑥ 休憩の明確化（休憩条件や設備等）について教えてください。
- ⑦ 休憩時間が拘束時間でないなら、トラブル等が発生した場合、休憩中の職員に任意で対応協力が可能かどうかを尋ねることはないかと明確にしてほしい。
- ⑧ 所定の休憩時間を申告する方法で、休憩時間を明確にするのはダメなのか。
- ⑨ 休憩時間の固定化ではなく、一定の条件（例えば休憩の上限を45分など）を定めたうえで、毎日、休憩時間実績の申告をするのはどうか。
- ⑩ 必ず故障対応をするという条件で、複数人が同時に休憩をとるのは可能か。
- ⑪ 項目②および③について、適宜休憩の勤務体系は安全な列車運行及び事故を防止するために歴代の人が築きあげた勤務体系であると認識している。固定休憩等の優先により一人減の状態では部署によっては新人が一人の場合もあり初動、緊急対応の遅れにもつながる。これまでと同等の輸送の安全を確保できないと思われる。そのリスクはのむということでもいいのか。また責任の所在についても職員にはないことをはっきりしていただきたい。
- ⑫ 項目④の仮眠時間中の泊りの対応について部署にもよるが警報対応以外で夜間作業のトラブルや事故に対しての各所連絡やフォローも現状行っているがその対応も法令には抵触しないのか。完全な仮眠状態ではないが。
- ⑬ 項目⑥について任意対応という曖昧な状況で対応の可否によって評価に反映する事はないようにしていただきたい。問題として休憩できない職員やしない職員がでてくる恐れがあるのではないかと。

【当局】

いただいた質問事項について、それぞれ以下のとおり回答させていただく。なお、第2回支部交渉の質問と回答をまとめたものを参考用として配布する。

①について

- ・適宜休憩となっている経緯については、今となっては明確ではありません。
- ・今回の見直しは、現状（適宜休憩）の課題の解決案として、健康面においても外部からの指摘からも職員を守ることに繋がると考えます。

②について

③について

- ・「第2回支部交渉 質問と回答」の④をご参照ください。

適宜休憩では、実働と休憩との区別があいまいとなり問題があることから、実働と休憩を明確に分ける必要があると考えております。仮眠時間を確保し、休憩時間を明確にして、その時間にしっかりと休んでもらうということが見直しの主旨であり、指摘があっ

たとしても休憩時間が明確になっていることで、皆さまを守ることにもつながると考えております。

なお、「第2回支部交渉 質問と回答」において「待機」という言葉を使っていたましたが、そもそも「待機」はない（完全待機はない）ため、今後は「実働」という言葉に読み替えます。

④について

- ・休憩時間は拘束時間ではなく、外出も含めて各自の判断で有効に活用してください。休憩場所も拘束しません。ただし、休憩時間終了後は、直ちに業務に復帰する必要があります。
- ・「第2回支部交渉 質問と回答」の③をご参照ください。

深夜の仮眠時間も休憩時間であるため、拘束時間ではありません。一方で、頻度は少ないですが仮眠時間中に警報が発報した場合、放置により翌朝の運行支障等につながる可能性があります。鉄道事業者の最大の使命は輸送の安全を確保することであり、そのような事態を放置することはできません。従って、仮眠時間中の警報監視等が必要な場合、所定の仮眠室で休憩・仮眠し、警報発報等の場合は従来どおり必要な対応をお願いします。対応頻度は1人あたり年に数回程度の範囲内と想定しており、法令に抵触するとは考えておりません。

弁護士への法律相談の中で受けたリーガルチェックの結果を踏まえた見解です。

⑤について

- ・これまでの勤務体制も適法なものですが、今回の見直しによって、より確実に仮眠時間を確保し、休憩時間をより明確にして、その時間にしっかりと休んでいただくことで、皆さまの健康管理につなげていきたいと考えております。

⑥について

- ・「第2回支部交渉 質問と回答」の②をご参照ください。

休憩時間は拘束時間ではないという認識です。

従って、休憩時間中は実働する必要はなく、実働と休憩を明確に分けて休憩時間の明確化を行い、その時間にしっかりと休んでいただきたいと考えております。

トラブル等が発生した場合は休憩時間中以外のメンバーで初動対応や対応準備を開始し、休憩中の職員は休憩時間が終わってから対応に参加してください。以後、トラブル等対応が終了するまで、休憩が設定されている職員については時間外勤務命令を発し対応にあたっていただきます。休憩前の業務が長引くことが当初から想定され、事前に時間外勤務での対応を指示することは法令上問題ありません。

発生事象によっては、休憩中の職員に任意で対応協力が可能かどうかを尋ねることはありますが、あくまでも強制ではなく本人の意思を尊重するものなので、受けるか否かは本人次第となります。本人が対応できる意思を示された時には対応をお願いする場合もありますが、その結果対応いただいた場合は、時間外勤務の扱いとなります。

トラブル等対応で時間外勤務を実施した場合、当該勤務の中で休憩時間を振り替えて取得

してください。ただし業務の都合上振り替えての休憩取得が困難な場合は、時間外勤務としての取り扱いになります。ここで、「第2回支部交渉 質問と回答②」の記載内容を明確化しました。

なお、災害などの緊急事態では、休憩時間とは関係なく速やかに必要な対応をとる必要があります。

- ・「第2回支部交渉 質問と回答」の⑤をご参照ください。

交渉の結果に基づき、仮眠によってしっかりと体を休めていただけるよう、ベッドを設置するなど仮眠設備の改善を行う予定ですが、具体的な改修内容はあらためてお示しさせていただきます。従来からお伝えしているとおり、今後、様々な課題について議論を行い、その次の段階で仮眠設備等の改善についてお示ししたいと考えております。

⑦について

- ・質問⑥の回答のとおりです。
- ・原則として尋ねませんが、発生事象によることをご理解ください。

⑧について

- ・任意に取得した休憩時間を申告するのではなく、休憩時間を固定することによって明確化ができると考えます。

⑨について

- ・休憩時間の固定化は必要です。
- ・ただし、状況によっては運用で休憩時間をずらすことは現状でも可能となっています。そのため、基本的な休憩時間を設定したうえで、ずらした場合は報告書に記載し、それを職制で確認するという手法はありえます。 詳細は今後の議論によります。

⑩について

- ・必ず故障対応をするという条件を前提として、複数人が同時に休憩をとるような勤務計画をあらかじめ設定することはできません。
- ・ただ、故障発生等に伴い、結果として複数人が同時に休憩をとるケースは考えられます。
- ・例えば、1人が休憩の時間帯に故障等が発生し、休憩中の職員が休憩を取りやめ対応にあたった場合においては、2つの運用が考えられます。1つは超勤で対応する運用と、もう1つは取得できなかった休憩時分を後の勤務時間の中で取得する運用です。
- ・後者の場合、他の職員が休憩している時間帯と重ならずに取得できないことも考えられ、この場合の対応については、今後の議論によります。

⑪について

- ・まず前提として、「輸送の安全」の確保は鉄道事業者として最大の使命であり、今回の見直しもその使命と矛盾するものではありません。
 - ・「第2回支部交渉 質問と回答」の⑦をご参照ください。
- 初動や緊急対応が遅れるのではという点については、故障対応にこれまでより若干の時間がかかることが想定されますが、休憩中の職員が業務復帰するまでの間、他の勤務時間中

の職員で故障対応の準備を行うなど、輸送安全レベルの低下を最小限度に抑えるように取り組んでいただくようお願いします。

- ・なお、「リスクをのむ」のではなく、リスクを最小化する運用で安全を確保するという考え方です。
- ・責任の所在に関して、事故・故障発生の原因やその対応を含めたうえで責任の所在が明らかになるのは、現在も同様です。制度変更によって一律に「職員に責任を負わせる」ものではありません。

⑫について

- ・仮眠時間中の警報以外の電話等対応についても、項目④の回答のとおりです。

⑬について

- ・「第2回支部交渉 質問と回答」の②をご参照ください。
繰り返しになりますが、休憩時間は拘束時間ではありません。トラブルの発生事象によっては、休憩中の職員に任意で対応協力が可能かどうかを尋ねることはありますが、あくまでも強制ではなく本人の意思を尊重するものなので、受けるか否かは本人次第となります。
- ・従って、断ってもマイナス評価にはなりません。

【当局】

当局からの回答に対して、意見等はあるか。

【組合】

細切れな休憩と明確化の曖昧さで、休憩や仮眠時間の本質を軽視している。また、当局側の考える安全運行に対する考え方にも、疑問を感じる。

休憩や仮眠の本質、必要性を考慮して頂き、安全運行の考え方も共有し、引き続き、解決に向けて議論していきたい。

いただいた回答については、持ち帰り協議する。

【当局】

解決に向けて、引き続き交渉していきたい。